



# 冬を快適に過ごすために除排雪作業にご協力を!

今年も雪の季節がやってきます。

市では、今冬の除排雪を計画し、市民生活の安全が図られるよう努めてまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

## 除排雪業務

市では幹線道路・生活道路等（国道・県道を除く）の除雪延長約382kmを直営除雪と民間委託により行います。除排雪業務の実施期間は12月1日から3月31日までとしますが、期間の前後であっても、降雪状況により除排雪を実施します。

## 除排雪体制

- つがる市の除排雪の体制は、全区域を統括する本部をつがる市建設部土木課に設置いたします。
- 除雪パトロールは市内を巡回し、雪の状況を随時的確に判断し、効果的な除排雪が実施出来るようにします。

## 円滑な除排雪作業のためにご協力をお願いします

### 深夜作業にご理解をお願いします

朝の通勤・通学経路、歩行者の安全確保や作業効率などの理由から、除排雪作業は深夜・早朝行います。

### 路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪作業の妨げとなり、地域全体に迷惑がかかりますのでやめてください。また、事故などやむを得ず路上に駐車する場合は、目印に赤旗を立ててください。

### 道路に雪を捨てないでください

除雪後に残る寄せ雪は各世帯で取り除くようにお願いいたします。同様に、各家庭の雪を道路に押し出すこともやめてください。

### 通行規制にご協力をお願いします

除雪および排雪作業を迅速かつ安全に進めるため、道路を一時通行止めにする場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 除雪車が作業中の時は近寄らないようにしましょう

除雪車は重機械であり、前後10m位は死角となります。また、雪の中に混じっている砕石やガラスなどが飛び散る場合もありますので、30m以内に近寄らないようお願いいたします。

【問い合わせ先】土木課 電話42-2111（内線391・394）

## 融雪溝のご利用について

融雪溝は、路肩に堆積した雪の処理に大きな効果を発揮しますが、不規則な投雪など使い方を間違えると、水があふれたり思わぬ事故を引き起こす原因にもなります。

利用者自ら思いやり・ゆずりあいに心がけ、ルールやマナーを守って利用しましょう。

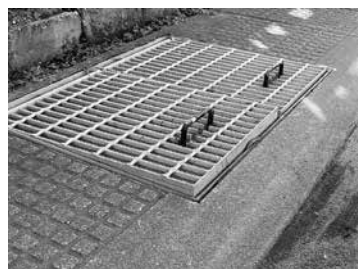
- 地区によりポンプの稼働時間が異なります。水が流れているのを確認し利用してください。
- 固くて大きなかたまりの雪は、細かく砕いてから捨てましょう。
- 投雪口を開けやすくするため板やビニールの袋などを挟むと、ふたが閉まりきらず、歩行者がつまずく危険がありますのでやめましょう。
- 投雪中は歩行者や車両にも気をくばり、事故のないように十分注意しましょう。

### 過去に事故が発生しました

融雪溝のフタが閉まりきっていないため、歩行者が段差につまずき転倒してケガをするという事故が発生しました。このような事故を防ぐため、作業時以外は、投雪口の蓋を確実に閉め、開けっ放しにしないよう徹底してください。



板材を挟めるのは危険です



ふたと取っ手が上がって危険です

【問い合わせ先】土木課 電話42-2111（内線391・394）

## 農業用機械等の導入を検討されている皆さまへ

「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」  
【問】農林水産課 電話42-2111(内線413)

平成31年度において、農業用機械・施設の導入を希望される方の申し込みを受け付けします。希望する方は、下記にご留意の上お申し込みください。なお、詳しい要件等は変更される場合があります。

### ●受け付けする事業（融資主体補助型：金融機関から融資を受けること）

#### A.地域担い手育成支援タイプ…小型機械等補助：旧経営体育成支援事業(融資主体補助型)

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等（認定農業者・新規就農者等）。5地区(木造・森田・柏・稲垣・車力)別のポイント制。次の(1)の1人当たり平均に(2)地区ポイントを加え地区別に高い順に採択。加えて採択年度から3年後を目標年度とする数値目標を設定し経営改善に取り組むこと。

##### (1).助成対象者ポイント

現状のポイント

|            |                                           |
|------------|-------------------------------------------|
| ① 付加価値額の拡大 | 農業収入総額から費用を控除した額に人件費を加算した額(600万円以上)       |
| ② 経営面積の拡大  | 平成28年度以降経営面積が拡大している                       |
| ③ 経営管理の高度化 | 現在法人又は2021年度まで法人化。GLOBALG.A.P又はASIAGAP取得。 |
| ④ 新規就農     | 31年度に就農又は27年度以降就農。ただし、認定就農者に限る            |
| ⑤ 農業者の育成   | 農業研修生を受け入れしている(外国人技能実習者除く)                |
| ⑥ 女性の取組    | 女性農業経営者                                   |

成果目標（3年度目を目標年度とし次表の①ともう一つ以上を目標とすること）

|               |                                                                    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------|
| 必須目標          | 以下の目標を必ず設定すること                                                     |
| ① 付加価値額の拡大    | 上表①の拡大に取り組む                                                        |
| 事業関連取組目標      | 必須目標を達成するための目標を以下の②～⑦のうち1つ以上(上表③のうち法人化する場合は2つ以上)設定すること             |
| ② 経営面積の拡大     | 利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積拡大を行う                                    |
| ③ 農産物の価値向上    | 新品種の導入、農産物の品質向上、契約栽培等の新たな販売方式による農産物の価値向上又は輸出、異分野事業者との連携による新たな市場開拓。 |
| ④ 単位面積当たり収量増加 | 新品種の導入、栽培管理技術の改善等による単位面積当たりの収量の増加に取り組む                             |
| ⑤ 経営コストの縮減    | 栽培管理技術の改善、作業の効率化、生産資材の効率化等により経営コストの縮減に取り組む                         |
| ⑥ 農業経営の複合化    | 土地利用型作物、園芸作物、果樹等を組み合わせた複合的な農業経営に取り組む。又は、収益性の高い品目の導入・拡大に取り組む。       |
| ⑦ 農業経営の法人化    | 目標年度までに法人化する                                                       |

##### (2).地区ポイント(担い手への農地集積、農地集積割合の増加)

補助率 事業費の3/10以内（上限額300万円）

対象設備 農業用機械・施設。事業費が整備内容ごとに50万円以上。耐用年数5年～20年以下。

#### B.先進的農業経営確立支援タイプ…中型機械等補助：新設

A.地域担い手育成支援タイプと同様にポイント制となる見込み。違いは、事業実施地区全ての助成対象者が高い成果目標の設定が必要。具体的には、付加価値額の1割以上の拡大、売上高の1割以上の拡大若しくは経営コストの1割以上の縮減が目標。

補助率 事業費の3/10以内（上限額：個人1,000万円、法人1,500万円）

対象設備 事業費が整備内容ごとに50万円以上。耐用年数が5年～20年以下。

●提出書類 見積書、カタログ、平成29年農業確定申告の控え(収入、経費、人件費が分かるもの)等

●申込期限 12月25日(火)までに、農林水産課へお申し込みください。

※農協組合員の方は、各農協にお問い合わせの上、農協にお申し込みください。

●留意事項 来年度の新規の国庫補助事業のため、事業内容等は変更になる場合があります。申し込みしても採択されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。これまでの同様の事業での実績状況等により採択されない場合があります。採択された場合、年度達成状況報告書及びその根拠資料の提出が義務付けられます。

## 人・農地プラン集落座談会 農地中間管理事業説明会

※農地中間管理事業は、経営規模を縮小する「出し手農家等」から「農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農林業支援センター）が農地を借り入れ、一定要件のもと規模拡大を目指す「受け手農家」に、まとまった農地を貸し付けるものです。

市内全域にお住まいの方を対象に、人・農地プラン集落座談会および農地中間管理事業の説明会を合同開催します。強い農業・担い手づくり総合支援交付金(旧経営体育成支援事業等)、農業次世代人材投資事業(経営開始型)、収入保険についても情報提供等を行いますので、お気軽にご参加ください。

日時と場所 12月20日(木)10時 松の館2階 視聴覚室

【問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111(内線412・413)